

議員提出議案第 6 号

改正出入国管理及び難民認定法の抜本的見直しを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月15日

提出者 西東京市議会議員 かとう 涼 子

賛成者 西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 佐 藤 大 介

西東京市議会議員 下 田 純 一

西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 菅 原 み ほ

西東京市議会議員 大 竹 あつ子

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 長 井 秀 和

改正出入国管理及び難民認定法の抜本的見直しを求める意見書

2021年に廃案となった改正入管法案が今年6月9日、参議院本会議で可決、成立しました。難民認定申請中であっても本国への送還を可能とし、送還忌避者には刑事罰を科すことを定めた改正入管法は、迫害を受け、保護を求めてきた難民を再び命の危険にさらすものであり、断じて許容できません。

難民条約の批准国である日本は、本来、迫害から逃れた人を難民として受け入れる義務を負っています。しかし、日本における難民認定率は2021年でわずか0.7%と、ドイツの25.9%、カナダの62.1%など他の先進国と比べても極端に低い状況にとどまっています。難民条約に書かれた要件を不当に狭く解釈、運用している現状を改め、認定基準や認定手続の公正化、透明化に努めるのが法改正のあるべき姿です。まずは難民認定の実務を出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）が担う現状を改め、第三者機関を新たに設置するなど難民認定手続を透明化、適正化すべきです。

名古屋入管での収容中に死亡したスリランカ人のウィッシュマ・サンダマリさんへの非人道的な扱いに象徴されるように、収容期間の長さと施設内の劣悪な処遇は日本の入管行政の深刻な課題とされてきました。今回の改正入管法では、送還までは原則収容としてきた規定を改め、支援者等を監理人とする監理措置制度も新設されました。しかし監理人には、入管庁への報告義務のほか、違反すれば10万円以下の過料も課されます。支援団体からは「監理人となることで対象者との信頼関係が崩れ、難民支援そのものが成り立たなくなる」と懸念の声が上げられています。

幼い頃に難民申請者の両親とともに来日したり、日本で生まれ育った子どもの保護という大きな課題も放置されたままです。在留資格を持たず仮放免とされた立場では、許可なく都道府県をまたぐ移動も禁止され、仕事にも就けず、健康保険に入ることもできません。いつ強制送還されてしまうかも分からない状況は、子どもの権利条約に明確に違反しています。

一人ひとりの命と人権が保障される社会の実現を求める観点から、西東京市議会は政府に対し、人権上、極めて課題の多い改正入管法の抜本的見直しを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣